

不受理申出書
平成〇年〇月〇日申出
〇〇市長あて

受付 平成 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	平成 年 月 日	發送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	平成 年 月 日	
書類調査	戸籍調査	

長 印

不受理処分をする届出事件の種別		<input type="checkbox"/> 認知届	<input type="checkbox"/> 養子縁組届	<input type="checkbox"/> 養子離縁届	
		<input type="checkbox"/> 婚姻届	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚届		
申出人の表示	(よみかた)	にほん はなこ			
	氏名	氏 日本	名 花子		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治	<input type="checkbox"/> 大正	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成
住所 〔住民登録を しているところ〕	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
本籍	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
	筆頭者の氏名 日本太郎				
その他					

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかつたときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印	日本花子 印
連絡先 (連絡方法の希望)	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 (希望 電話)

市区町村取扱使用欄	本人確認	免・パ・住・その他 ()
-----------	------	---------------

注 意 事 項

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、この不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 4 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に移した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口へ提出してください。
- 8 15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります（養子が15歳未満である場合の離縁届の不受理申出についても同様です。）。